

○ 国有財産法第 27 条第 3 項及び国有財産特別措置法第 10 条の規定に基づき会計検査院へ事前通知する場合の取扱いについて

〔昭和 44 年 2 月 10 日
蔵理第 402 号〕

改正 平成元年 4 月 1 日蔵理第 1668 号
同 12 年 12 月 26 日 同 第 4612 号
同 19 年 1 月 22 日財理第 244-2 号
令和元年 7 月 5 日 同 第 2378 号
同 3 年 3 月 19 日 同 第 951 号

大蔵省理財局長から財務局長(普通財産調整課又は管財課)宛

国有財産法第 27 条第 3 項及び国有財産特別措置法第 10 条の規定に基づき会計検査院へ事前通知する場合の取扱いについては、下記によることとされたから、命により通知する。

なお、この通達の趣旨は、財務局長(福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ)に権限委譲が行なわれたことに伴い、上記法律に基づく会計検査院への事前通知について、財務局長が直接会計検査院に通知し得る途をひらくとともに、手続き等の統一を図るものである。

記

- 1 国有財産法第 27 条第 3 項及び国有財産特別措置法第 10 条の規定に基づき事前に会計検査院に通知を行なう場合において、事案の内容が財務局長かぎりでは処理できるものであるときは、直接会計検査院長あて通知するとともに、理財局長に対しその写しを送付するものとする。
- 2 財務局長が会計検査院あての通知及び理財局長に対する写しの送付を行なう場合には、別紙様式により必要事項を記載のうえ、次に掲げる関係資料を添付して、当該事案にかかる契約締結予定日の 5 日前までに必着するよう特に留意するものとする。
 - (1) 交換受、渡財産の位置図及び利用計画図
 - (2) 交換契約書案
 - (3) 評価調書
 - (4) 相手方が公共団体又は法人である場合において、当該議決機関の議決又は監督官庁の許可若しくは認可を必要とする場合は、当該議決機関の議決書又は監督官庁の許可書若しくは許可書の写し
 - (5) 交換受財産にかかる登記簿謄本の写し(注) 上記の(4)及び(5)について通知又は送付期日までに徴することができないものがある場合は、その事由を記した書面をもつて、これにかえることができるので留意すること。

3 書面等の作成・通知等の方法

- (1) 電子ファイルによる作成

本通達に基づき、作成を行う書面等(書面その他文字、図形その他の人の知覚によっ

て認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)については、電子ファイルにより作成を行うことができる。

(2) 電子メール等による通知等

- ① 本通達に基づく通知等の手続については、電子メール等の方法により行うことができる。
- ② 上記①の方法により通知等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

別紙様式

○財第○○号
令和 年 月 日

会計検査院長 殿

財務省○○財務局長 氏 名

普通財産の交換について

当局所管普通財産を下記のとおり○○○所有財産と交換しますので、○○○○法第
条 の規定に基づいて関係書類を添付のうえ、あらかじめ通知します。

記

1 交換渡財産

所在地	区分	数量	(台帳価格) 交換価格	利用目的

2 交換受財産

所在地	区分	数量	交換価格	利用目的

- 3 交換差金
- 4 交換相手方の住所（所在地）及び氏名（名称）
- 5 根拠法令
- 6 交換を適当と認める理由（簡単に記述すること）
- 7 添付書類